

～給付金申請には、下記の申請書と添付書類が必要です～

共済事由		申請書用紙	添付書類			
祝金	結婚	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書	「戸籍謄本」または「婚姻届受理証明書」			
	子の出生		「戸籍謄本」または「母子手帳の出生届のページ」の写し			
	子の小学校入学		「入学通知書」「在学証明書」「生徒手帳」等の写し			
	子の中学校入学					
	子の高校入学					
	銀婚		「戸籍謄本」			
	珊瑚婚					
金婚（事由発生平成29年4月1日より適用）						
死亡弔慰金	71歳未満 疾病による死亡	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書 3.本人死亡・後遺障害共済金請求書	1.「死亡診断書」または「死体検案書」 2.「除籍謄本」 3.「改製原戸籍謄本」 4.「受取人の戸籍謄本」 ※交通事故の場合は「交通事故証明書」 ※不慮の事故の場合「不慮の事故である証明書」 ※共済金の受取人が複数の場合「委任状」と「印鑑証明」			
	不慮の事故					
	交通事故					
	71歳以上 疾病による死亡	※[3]は全労済所定用紙	※[3]は全労済所定用紙			
	不慮の事故					
	交通事故					
	配偶者の死亡	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書	1.「死亡診断書」または「除籍謄本」 2.「受給者の戸籍謄本」			
子の死亡						
親の死亡(義父母等含む)						
重度障害見舞金	71歳未満 不慮の事故	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書 3.本人死亡・後遺障害共済金請求書 ※[3]は全労済所定用紙	医師の「後遺障害診断書(全労済所定用紙)」 ※交通事故の場合「交通事故証明書」 ※不慮の事故の場合「不慮の事故である証明書」			
	交通事故					
	他の重度障害					
	71歳以上 不慮の事故					
	交通事故					
他の重度障害						
傷病見舞金	休業 14日以上	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書 3.休業証明書	1.医師の「診断書」または疾病名が確認できる医療機関の書類 2.「出勤簿」または「タイムカード」の写し			
	休業 30日以上					
	休業 60日以上		1.医師の「診断書」 2.「出勤簿」または「タイムカード」の写し			
	休業 90日以上					
	休業 120日以上					
住宅災害見舞金	火災等 損害の程度 50%以上 損害の程度 30%以上 50%未満 損害の程度 20%以上 30%未満 損害の程度 20%未満	1.給付金申請書兼領収書 2.共済事由証明書 3.住宅災害等共済金請求書 ※[3]は全労済所定用紙	関係官署の「罹災証明書」 ※罹災証明書が取れない場合次のものが必要 ・隣人または、目撃者の証明 ・加害者の証明 ・その他、全労済が認めるもの			
				自然災害 損害の程度 70%以上 損害の程度 20%以上 70%未満 損害の程度 20%未満 床上浸水		
					同居親族の死亡	1.「死亡診断書」または「除籍謄本」 2.「受給者の戸籍謄本」

※全労済所定用紙は事務局窓口でお渡しします。

慶弔共済給付金の請求期間は事由発生日から3年間です。